



皆さんからの意見を募集します

※各意見に対する個別の回答は行いません。意見の要旨を市ホームページ等でお知らせします。
※個人情報については、本件以外の目的には使用しません。

第6次鴻巣市総合振興計画「前期基本計画（案）」

問い合わせ／総合政策課（内線2237）

総合振興計画とは、より良いまちづくりを推進するために、市が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向け行うべき政策及び施策を体系化した、市の最上位計画です。

現在策定を進めている第6次鴻巣市総合振興計画では「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部構成を予定しています。この内「基本構想」は、パブリックコメントや総合振興計画審議会の答申を踏まえ、市議会12月定例会にて可決されました。

このたび、基本構想策定を受け、基本構想の実現手段として「28の施策」に体系化した「前期基本計画（H29～H33）」（案）がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

募集期間／1月16日(月)～2月14日(火・必着)

対象／次のいずれかに該当する方 ○市内在住・在勤・在学の方 ○市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体

閲覧場所／総合政策課、本庁舎及び両支所市政情報コーナー、各公民館、市ホームページ

提出方法／閲覧場所に備えの意見書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで総合政策課（〒365-8601中央1-1・FAX543-5480・メールsogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp）

鴻巣市都市計画マスタープラン、鴻巣市緑の基本計画

問い合わせ／都市計画課計画担当（内線3273）

策定から7年が経過している都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、第6次総合振興計画などの上位計画の変更に伴い、見直しを行います。見直しにあたり、変更素案についての説明会や意見募集などを行います。

■計画案の閲覧

閲覧期間／1月16日(月)～2月14日(火)

閲覧場所／都市計画課、本庁舎及び両支所市政情報コーナー、各公民館、市ホームページ

■意見募集

募集期間／1月16日(月)～2月14日(火・必着)

対象／次のいずれかに該当する方 ○市内在住・在勤・在学の方 ○市内に事業所を有する個人・法人・その他の団体 ○本市に対して納税義務を有する方 ○本計画の利害関係者

提出方法／意見書（様式自由）に住所・氏名・電話番号・意見を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールで都市計画課計画担当（〒365-8601中央1-1・FAX577-8464・メールtosikei@city.kounosu.saitama.jp）

■説明会と公聴会

とき／2月17日(金) 説明会=9時30分～ ※公聴会は説明会が終わり次第開催

ところ／クリアこうのす小ホール

対象／○説明会・公聴会(傍聴のみ)=意見募集と同じ ○公聴会(公述)=市内在住の方及び市内に事務所の所在地がある法人

申込み／公聴会で公述(意見を述べること)を希望する方は、都市計画課に備えの公述申出書(市ホームページにもあります)に必要事項を記入のうえ、2月7日(火・必着)までに持参・郵送・FAX・メールで都市計画課計画担当 ※公述を希望せず公聴会に参加を希望する方は申込み不要 **その他**／○公述希望者が多い場合は、人数を制限する場合があります ○公述人の選定結果は開催日までには郵送で通知します ○公述希望者がいない場合は、説明会のみ開催します

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画（案）

問い合わせ／鴻巣行田北本環境資源組合計画建設課（☎501-6708）

鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理広域化に向け、新たなごみ処理施設に関する施設整備基本計画を策定するため、計画案について構成市（鴻巣市・行田市・北本市）の皆さんの意見を募集します。

募集・閲覧期間／1月30日(月)～2月13日(月・必着)

対象／次のいずれかに該当する方 ○構成市に在住・在勤・在学の方 ○構成市内で事業又は活動を行う個人・法人・その他の団体 ○構成市に対して納税義務を有する方 ○本計画の利害関係者

閲覧場所／鴻巣行田北本環境資源組合計画建設課、構成市市政情報コーナー、環境資源組合及び構成市の

ホームページ

提出方法／閲覧場所に備えの意見書（環境資源組合又は構成市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで鴻巣行田北本環境資源組合計画建設課（〒365-0004関新田1300-1・FAX501-6209・メールkgk-sigen-br@k-ichikumi.jp）

